

(表4) 1990～1994年の保育所（K I T Aを含む）の経営主体の割合（％）

(青少年援助統計による)

	1990	1991	1994	
	旧西ドイツ	旧東ドイツと 東ベルリン	旧西ドイツ	旧東ドイツと 東ベルリン
公立	49.17	96.95	52.85	81.54
私立	48.71	3.05	47.15	18.46
個人	2.12			

(出典) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (1998)

『Statistische Angaben zur Tagesbetreuung von Kindern in der Bundesrepublik Deutschland』

(表5) 1980～1994年 各州別幼稚園定員数 (K I T Aを含む)

(青少年援助統計による)

州	1980	1986	1990	1991	1994
バーデン-ヴュルテンベルク	302,466	308,936	336,039		395,714
バイエルン	218,427	238,329	263,666		366,473
ベルリン					88,206
西ベルリン	26,988	34,618	39,037		38,991
東ベルリン				63,089	49,215
ブランデンブルク				130,056	93,814
ブレーメン	10,897	13,238	13,367		15,032
ハンブルク	20,849	20,169	21,968		28,964
ヘッセン	152,807	144,757	153,526		176,578
メクレンブルク- フォアポンメルン				87,772	65,491
ニーダーザクセン	117,477	121,886	150,830		198,741
ノルトライン- ヴェストファーレン	375,491	377,225	407,799		450,615
ラインラント-プファルツ	102,754	110,698	117,040		144,938
ザールラント	29,721	29,181	30,537		33,873
ザクセン				199,551	157,243
ザクセン-アンハルト				106,489	93,106
シュレスヴィヒ- ホルスタイン	35,831	39,346	49,813		68,904
チューリングゲン				126,349	93,996
ドイツ全体					2,471,688
旧西ドイツ地域	1,393,708	1,438,383	1,583,622		1,918,823
旧東ドイツ地域と 東ベルリン				713,306	552,865

(出典) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (1998)

『Statistische Angaben zur Tagesbetreuung von Kindern in der Bundesrepublik Deutschland』

(表6) 1980～1994年 各州別年齢対象児(3～6.5歳) 100人に対する

幼稚園定員の割合(KIT Aを含む)

(青少年援助統計による)

州	1980	1986	1990	1991	1994
バーデン-ヴュルテンベルク	92	90	90	-	92
バイエルン	58	59	62	-	76
ベルリン	-	-	-	-	70
西ベルリン	47	55	56	-	-
東ベルリン	-	-	-	101	-
ブランデンブルク	-	-	-	106	97
ブレーメン	53	68	65	-	66
ハンブルク	48	46	45	-	51
ヘッセン	82	78	78	-	78
メクレンブルク- フォアポンメルン	-	-	-	90	89
ニーダーザクセン	47	49	57	-	64
ノ르트ライン- ウェストファールン	66	66	64	-	63
ラインラント-プファルツ	85	86	84	-	90
ザールラント	90	82	82	-	84
ザクセン	-	-	-	99	98
ザクセン-アンハルト	-	-	-	84	92
シュレスヴィヒ- ホルスタイン	42	46	55	-	65
テューリンゲン	-	-	-	107	102
ドイツ全体	-	-	-	-	77
旧西ドイツ地域	67	68	69	-	73
旧東ドイツ地域と 東ベルリン	-	-	-	98	96

(出典) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (1998)

『Statistische Angaben zur Tagesbetreuung von Kindern in der Bundesrepublik Deutschland』

(表7) 1990～1994年の幼稚園(KIT Aを含む)の経営主体の割合 (%)

(青少年援助統計による)

	1990	1991	1994	
	旧西ドイツ	旧東ドイツと 東ベルリン	旧西ドイツ	旧東ドイツと 東ベルリン
公立	30.75	94.90	34.22	78.96
私立	68.80	5.10	65.78	21.04
個人	0.45			

(出典) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (1998)

『Statistische Angaben zur Tagesbetreuung von Kindern in der Bundesrepublik Deutschland』

(表8) 1980～1994年 各州別学童保育所定員数 (KITAを含む)

(青少年援助統計による)

州	1980	1986	1990	1991	1994
バーデン-ヴュルテンベルク	10,404	11,947	11,859		13,125
バイエルン	19,534	19,431	21,454		24,990
ベルリン					38,279
西ベルリン	15,734	17,920	22,542		22,392
東ベルリン					15,887
ブランデンブルク				91,224	93,830
ブレーメン	2,673	588	3,499		4,044
ハンプルク	9,214	9,338	10,441		12,703
ヘッセン	15,355	11,581	16,012		17,700
メクレンブルク- フォアポンメルン				48,704	49,692
ニーダーザクセン	5,990	6,507	9,280		10,091
ノルトライン- ヴェストファーレン	21,646	20,291	25,245		29,950
ラインラント-プファルツ	1,906	2,010	3,683		5,013
ザールラント	517	637	814		997
ザクセン				106,932	121,925
ザクセン-アンハルト					1,071
シュレスヴィヒ- ホルスタイン	2,700	2,624	3,960		4,770
チューリングェン					2,100
ドイツ全体					430,280
旧西ドイツ地域	105,673	102,874	128,789		145,775
旧東ドイツ地域と 東ベルリン				246,860	284,505

(出典) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (1998)

『Statistische Angaben zur Tagesbetreuung von Kindern in der Bundesrepublik Deutschland』

(表9) 1980～1994年 各州別対象年齢児 100人に対する学童保育所定員の割合

(青少年援助統計による)

州	1980	1986	1990		1991		1994	
			1)	2)	1)	2)	1)	2)
バーデン-ヴュルテンベルク	1.0	1.6	1.5	2.9			1.4	2.8
バイエルン	1.7	2.2	2.4	4.5			2.4	4.8
ベルリン							12.7	24.9
西ベルリン	10.1	13.8	15.2	29.3			13.9	27.3
東ベルリン							11.3	22.2
ブランデンブルク					30.9	61.9	32.1	65.6
ブレーメン	4.1	1.3	7.6	15.1			8.3	16.3
ハンブルク	6.8	9.8	9.9	19.6			10.9	21.2
ヘッセン	2.8	2.8	3.6	7.2			3.7	7.2
メクレンブルク- フォアポンメルン					20.9	42.4	22.3	45.3
ニーダーザクセン	0.7	1.1	1.6	3.1			1.5	3.0
ノルトライン- ヴェストファーレン	1.2	1.6	1.8	3.6			2.0	3.9
ラインラント-プファルツ	0.5	0.7	1.2	2.4			1.4	2.8
ザールラント	0.5	0.8	1.0	1.9			1.1	2.2
ザクセン					21.9	44.5	25.8	52.9
ザクセン-アンハルト							0.4	0.7
シュレスヴィヒ- ホルスタイン	0.9	1.3	2.0	3.9			2.2	4.2
チューリングェン							0.8	1.6
ドイツ全体							5.9	11.7
旧西ドイツ地域	1.6	2.2	2.6	5.0			2.6	5.1
旧東ドイツ地域と 東ベルリン					24.3	49.1	16.7	34.1

1) 6～14歳児 100人に対する割合

2) 6～10歳児 100人に対する割合

(出典) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (1998)

『Statistische Angaben zur Tagesbetreuung von Kindern in der Bundesrepublik Deutschland』

(表10) 1990～1994年の学童保育所(KITAを含む)の経営主体の割合 (%)

(青少年援助統計による)

	1990		1991		1994	
	旧西ドイツ	旧東ドイツと 東ベルリン	旧西ドイツ	旧東ドイツと 東ベルリン	旧西ドイツ	旧東ドイツと 東ベルリン
公立	51.73	98.97	56.41	91.68		
私立	47.75	1.03	43.59	8.32		
個人	0.52					

(出典) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (1998)

『Statistische Angaben zur Tagesbetreuung von Kindern in der Bundesrepublik Deutschland』

(表11) 保育施設で働いている人々の職業教育^{1),2)} (1994)

職業教育 資格/職場	保育所 (0~3歳)	幼稚園 (3歳~就 学の始期)	学童保育 所 (6~15 歳)	保育施設 全体	そのうち 統合施設 と障害児 施設	養護施設 ³⁾
保育助手	14.1%	15.9%	3.6%	5.9%	8.4%	1.9%
保育士	51.9%	53.9%	67.8%	63.6%	55.3%	32.8%
社会教育 士、養護教 育士	1.9%	1.8%	3.1%	1.7%	3.9%	13.0%
単科大学 終了の教 育学士、心 理学士 ⁴⁾	1.0%	1.1%	5.9%	1.1%	2.3%	8.9%
医学、療法 学士 ⁵⁾	6.1% ⁶⁾	0.9%	0.6%	2.1%	3.1% ⁶⁾	4.5% ⁶⁾
その他の 職業 ⁷⁾	11.2%	6.0%	7.5%	13.7%	9.8%	21.9%
現在教育 中	4.3%	8.3%	4.9%	3.1%	6.3%	5.7%
無資格	9.4%	12.1%	6.7%	8.6%	10.9%	11.3%
総数	5,673	204,979	19,959	364,868	58,115	70,483
そのうち フルタイム 女性 ⁸⁾	67.8% 99.0%	61.5% 98.7%	44.5% 94.4%	67.5%	63.2%	72.7%

1) 連邦統計局の人員構成調査(1994年12月31日現在)による。

2) ここでは新旧連邦各州のデータをひとまとめにしている。

3) 障害児ハイムを含む。

4) 医者は医学士、療法士資格に含めるので、除く。

5) ここには以下のものも含めている: 養護教師、養護保育士、養護保育助手、心理療法士、医師、小児看護婦、病児保育士、病児保育助手、看護婦、看護保育士、理学療法士、言語治療士など。

6) 主力は小児看護婦。

7) ここには教育学、社会学、社会教育学、医学、療法学以外の教育を受けた人々をすべてまとめている。主として施設運営の財政的、技術的側面を担う人々である。

8) この割合は主たる勤務が保育施設である人々をまとめたものである。

(出典) Oberhucmer / Ulich (1997) 『Kinderbetreuung in Europa』 Beltz S. 93

(表12) 職業教育と職場

注：この表では保育施設での主力3職種について示した。

その他の職種については(表11)参照。

職名	職業教育構造/修了資格	職場
保育助手 Kinderpflegerin / Kinderpfleger	資格の前提： 9年間の学校教育終了ないし同等の学力があると認められた者。 教育： 通常2年間の職業専門学校 資格： 州認定の保育助手資格	保育施設 —保育所 —幼稚園 —学童保育所 (助手として) さらに社会教育的、社会福祉的職場
保育士 Erzieherin / Erzieher	資格の前提： —少なくとも18歳 —通常中等教育終了(10年間の就学後)ないし同等の学力があると認められた者 —職業実践の経験。たとえば1～2年間の実習経験。あるいは職業教育修了。あるいは何年かの職業活動ないし同等のもの。 —専門アヴィトゥアもしくはアヴィトゥアを取得した12～13年間の学校教育 —長年自立して少なくとも一人の子どものいる家庭の家事をした経験 —社会教育や社会福祉の分野での2年間の学校教育(社会活動に関する職業専門学校、社会活動助手資格) 教育：通常3年間。2年間の社会教育専門学校(バイエルンは社会教育専門アカデミー)+1年間の現場実習(すべての州というわけではない)。パートタイム(定時制)教育可。コレク(補習高等専門学校)(ノルトライン-ウェストファーレン)では加えてアヴィトゥア資格のために1年間長い。 資格：州認定の保育士資格	幼稚園 保育所 早期育成施設 両親がイニシアティブをとる施設 学童保育所 青少年余暇センター 青少年連盟活動 児童青少年障害者施設 保養所・ユースホステル 病院の小児病棟 学校の寄宿舎 児童養護施設 育児援助施設 福祉の家 社会教育的児童青少年援助相談
社会教育士 Sozialpädagogin / Sozialpädagoge	資格の前提： —専門単科大学で学ぶ資格(ギムナジウムか専門上級学校の12年間の課程ののち) —社会的、社会教育的施設での2～3ヶ月の実習 教育：4～4.5年間。8ゼメスター(+1試験ゼメスター)と2ゼメスターの実習か、職場実習の入った7～8ゼメスター。教育は専門単科大学ないしゲザムトホッホシューレ。 資格：州認定の社会教育士資格ないしソーシャルワーカー資格(連邦統一の職業資格はない)	初等領域 青少年援助 家族援助 養護教育 余暇指導 中毒救済 一般的な社会福祉 健康相談 障害者福祉 老人福祉

(出典) Oberhucmer/Ulich (1997) 『Kinderbetreuung in Europa』 Beltz S. 94

(表 1 3) 授業内容：2年間の学校教育の教科と時間数（バイエルン州の場合）

<p>必修科目</p>	<p>教育学 (160) 心理学 (160) 社会学 (80) ドイツ語 (160) 社会科 (80) 健康教育を含む生物学 (80) 養護教育学 (120) 文学とメディア教育学 (120) 法律学 (80) 宗派学や倫理学を含む神学/宗教教育学 (120)</p>	
<p>専門実習必修科目</p>	<p>実習と方法学習 (320) 美術 (160) 工作 (160) 音楽 (160) リトミック (40) 体育 (160) 社会教育学演習（大部分実習の形式） (400)</p>	
<p>選択必修科目 (合計 240 時間)</p>	<p>選択群 1 演習 一宗教教育学 一実習と方法学習 一養護教育学</p>	<p>選択群 2 演習 一文学とメディア教育学 一美術、工作 一体育 一楽器を含む音楽 一遊戯 一劇遊び 一リトミック</p>
<p>選択科目</p>	<p>専門単科大学卒業のための授業科目 一英語 (160) 一生物学 (80) 一数学 (240) 以下合計で 240 一楽器 一家政学 一メディア教育学 一話し方教育 一フランス語</p>	

(出典) Oberhuemer/Ulich (1997) 『Kinderbetreuung in Europa』 Beltz S. 97

4. フランス

1. 家族政策の理念: 幼児保育への関わり

『子どもの数が増えるにつれて親たちがどんどん貧しくなっていくのを見ることより、味気ないものが他にあるか。子どもの数によって生活に格差があるために、人々はまずまず出産を控えるようになっているのだ(アルフレッド・ソーヴィ「フランスのためのフランス人」1945年「ル・モンド」紙)。この言葉が、フランスの保育政策の理念を顕わしていると言える。ヨーロッパ諸国の中でフランスは家族政策の支出が最も多い国であると言われているが、フランスは二つの目標のもと、幼児保育の政策を発展させてきた。一つは福祉的な政策目標で「家族の育児負担を軽減すること」であり、もう一つは人口政策上のもので、「出生数を維持すること」である。フランスは欧州諸国の中でも少子化対策として手当充実を政策目標として掲げている唯一の国であると言われているゆえんもこのあたりにある。実際に、歴史的な背景からも、出生数の向上を目的としていることを公言しているため、少子化に悩む我が国にいと、こちらの方が大きいように受け取れるが、現実には手当充実を図りながらも、2歳児の幼稚園お受け入れなど教育に軸足を置いた保育施策を実施し、質に関する議論、家族手当公庫による縦断的な幼児保育への関わりを充実させていく等、出生数の向上よりも、家族の良好な状態、子どもを持つ家庭への支援が中心となった政策を実践していると言った方が適当であろう。

自治体が貧しい多子家族に補助金を支給することを定めた最初の法律は1913年に遡ることからわかるように、フランスの家族保護政策の歴史は古い。この政策を行うにあたって①人口政策的見地(他のヨーロッパ諸国よりも先に出生率が低下したことが国家にと

山本真実(日本子ども家庭総合研究所)

っての脅威と思われた)、②福祉的見地(子どもの多い家族は保護されるに値する)、③経営者的見地(給料を余分に支払うことによって従業員の忠誠心と意欲を高める)の3つの理由があったとされている。この時の思想が現在のフランスにおける家族政策の基盤となっている。

家族政策の制度が構築されたのは両大戦間の時期であった。1939年7月29日の「家族法」はすでに後日の家族政策の大枠を規定していた。この法律は家族手当を一般化し、長子誕生手当と育児専門手当を導入、また子ども数に応じた税制上の優遇措置が定められた。その他、出産奨励と倫理の見地から妊娠中絶禁止措置が強化された。70年代には選択的な政策が取られるようになり、具体的な需要(住宅)や特定の対象(孤児、障害者、片親)のニーズに応えることが目標となった。これらの手当は収入が平均かそれ以下の世帯をおもな対象としていた。今日では大家族と若年世帯が特別に保護の対象として優遇されている。

2. 家族政策の構成要素

(1) 手当

親たちには数多くの手当が直接支払われているが、その規則は多様かつ複雑である。それらは二つのタイプに分けることができる。所得制限なしに支払われている手当と、所得制限付きの手当である。

① 所得制限のない手当

・家族手当: 二人以上の子どもを扶養している世帯に、子どもが誕生してから20歳になるまでずっと支払われる(子どもが2人なら644フラン、3人なら1470フラン、それ以降は一人当たり826フラン)。10歳から15歳

の子どもには割り増しがある。

・保育ママ利用手当と家庭保育手当(AGED)は社会保障の保険金の負担額に対応する。後者(最高で三ヶ月 6000 フラン)は共働きの場合(片親の場合はその人が働いている場合)のみ支給される。

・育児手当:第三子から両親のいずれかに支給される(誕生から満 3 歳まで)。それ以前の 10 年間のうち 2 年以上働いたことがあり、現在働いていないこと。

その他に扶養定期金の補填援助や住宅整備貸付金などをここに加えることができる。

②所得制限がある手当(全体で、三人以上子どものいる世帯(全体の 5 分の一の世帯)が給付金の約半分を、また乳幼児(3 歳未満)のいる世帯が 40%を受け取っている)

・新生児手当:月額 925 フラン。妊娠 5 ヶ月から誕生後 3 ヶ月までは全員に、それ以後は収入によっては 3 歳まで支給される。

・新学期手当:6 歳から 12 歳までの子どもに支給される。

・家族補助:三歳以上の子どもが 3 人以上いる世帯が対象。

・片親手当

・家族支援手当

・住宅手当

手当と平行して税制上の優遇措置があるが、これを受けられるのは税金を支払っている世帯に限られる。よく知られているのが家族指数で(子どもは一人あたり 0.5 ポイント、3 人目から 1 ポイントに数えられる)

③全国家族手当公庫による手当

社会保障の枠組みの中にあって、全国家族手当公庫は、家庭生活がより円滑に営まれるようにすることを使命として実践を行っている。家族に直接財政援助(特に家族手当と

住宅手当)を行う一方で、幼児保育サービスのような様々なサービスに出資している。全国家族手当公庫は、総額 2500 億フランの手当てを 900 万人以上の受給者に支給しており、また各地方の実情に応じた補完的な社会福祉活動政策を展開している。

1994 年、3 歳未満の子どもが 1 人ないし複数いる家庭は、家族手当を受給している家庭の 1/3(32%)であった。この 1/3 の家庭が、我々が支給する家族手当の約半分(46,6%)を受け取っている。この家族手当には 4 種の特別手当でも含まれる。これらの特別手当は、子どもの保育環境の整備に大きく貢献している。

・幼児手当(APJE)

・教育手当(APE)

・自宅保育手当(AGED)

・公認母親保育員(保育ママ)雇用援助金(AFEAMA)

さらに法に定められた各種サービスもあわせると、我々は家庭の内外での幼児の保育に大きく寄与していると言えよう。

④ 1999 年 1 月からの手当改革

・家族手当:1997 年には 1997 年には家族手当の受給資格に収入制限を設けることが一時的に決まったが、今回はこれを廃止し、かわりに家族指数による税控除の上限を引き下げることになり、0.5 ポイントあたり 16,380 フランを 11,000 フランにした。この改正の対象となる高所得世帯の数は、収入制限を設ける場合よりも多くなるが、負担する金額は軽くなる。家族指数は所得税を世帯ごとの点数に応じて軽減するもの。両親はそれぞれ 1 ポイント、子ども一人当

たり 0.5 ポイントが与えられる。3 人目からは子ども一人当たり 1 ポイントに数えられる。

- ・青少年: 政府は、両親とまだ同居している成人のうち、学生でも職業訓練中でもない人々への家族手当を 19 歳から 20 歳に延長することを決定した。学生と職業訓練中の者はすでに手当の給付を受けている。この措置の費用は年間で 10 億フランと推定される。
- ・住宅手当: 給付条件とその上限、および給付の時期が公営福祉住宅と民間福祉住宅のあいだで異なるため、調整が行われた。その結果、民間福祉住宅に居住する年収 15 万フラン以下の 50 万世帯が一ヶ月当たり 150 フランの追加給付を受けられるようになる。この措置の経費は 13 億フランの見込み。
- ・新学期: 子ども数が一人の低収入世帯で、新学期手当 (ARS) を受給していない家庭は給付を受けられるようになる。ARS の基礎額は 422 フランで、家族手当公庫から支出される。1997 年 9 月、政府はこの額を 4 倍 (1600 フラン) に引き上げた。今回の ARS の拡充には 6 億フランかかる見通し (家族手当公庫が 1 億 5 千フラン、政府が 4 億 5 千フラン負担する)。
- ・同化最低所得 (RMI): マリ=テレーズ・ジョアン=ランベールが社会的疎外についての報告書で要望したとおり、政府は家族手当の年齢加算を受けていなかった RMI 受給世帯にこれを適用することを決定した。給付額は 10 歳で 192 フラン、15 歳で 341 フラン。今後は 11 歳と 16 歳で加算が行われる。この措置の費用は 3 億フランの予定。
- ・幼児: 幼児のための設備投資の費用は、家族手当公庫が一括支給する他に、収入に応じ

て計算した親の負担でもまかなわれる。この制度は低所得の世帯が集中する自治体にとって不利になる。保育所の新設を奨励するため、政府は年間 3 億から 4 億フランを支出する見込み。

- ・親業: 悩みを抱えた親が相談の窓口を見つけることができるように、政府は各市町村内の既存の調停機関を強化するとともに、新規に開設する意向。

(2) 保育サービス

① assistantes maternelles

家庭保母、保育ママ、代母者等と訳されている。職業としては保母、ベビーシッター、里親の場合に用いられる。1977 年 5 月 17 日付け法律が制定されるまで、働きに見合った権利と義務が認められていなかった。その隙間を埋めるのがこの法律であった。法律は代母者全体をカバーし、乳母は *assistantes maternelles* と呼ばれるようになった。この法律は、代母者の雇用主 (個人、民間機関、公的機関) が誰であれ、また児童の年齢・受託の方法がどうであれすべてに適用された。

この 1977 年の法律は乳母 (*nourriennes*) や保育者 (*gardiennes*) から *assistantes maternelles* へ名称を変更して代母者の地位を保全した。さらに法律は普通の家庭が預ける昼間保育を児童福祉の適用を受けた常時養育との間に特に区別を設けておらず、後者の場合、実方の扶養を欠く児童にとって全面的な親代わりとなる。そのため、児童相談所を通して措置される里親の場合もこの言葉を用いることが多い。

assistantes maternelles の定義及び概要は主に以下の四つにまとめられている。

- a. 代母者が活動を行うためには、民生部の認定が必要。これは従来 6 歳未満の児童を預かる場合に必要であった

認可が拡大されてのことである。物質的条件の他に児童に与えることができる教育的条件が重視される。認定は定期的に更新される。

b.代母者の研修・情報提供は定期的に母子保護サービス係行う。

c.児童の事故の場合も保障される。

労働法上の給与所得者と見なされ、労働法に定める特典のすべてを享受できる。

②保育所

3歳以下の健康な子どもを、日中、保育する施設であり、集団保育所(*creches collectives*)と、家庭保育所(*creches familiales*)がある。

集団保育所:3種類の保育機構がある。

1:従来の伝統的な保育所

a)その機能:県知事が設立の権限をもつ。公立でも、私立でも、その役割は変わらない。県の母子保護サービスによって、管理される。市町村会議、県、家族手当公庫、協会が経営する。保育所は、保母によって運営され、世話や教育に当たる人員は、まだ歩けない子ども5人に対して1人、歩く子ども8人に対して1人が面倒を見る。過半数の職員は、保母助手の資格をもつ。40名以上の子どもを預かる場合には、乳幼児教育指導員が1名必要となる。開園時間は、各保育所の規定に従い、(通常、朝6時半か7時から、夕方6時半か7時まで)それぞれの子どもの預かる時間帯は、保育所の所長と両親が相談して決める。

b)医療面でのケア:保育所勤務の小児科医が面倒をみる。定期的に診察し、親の要請があれば、母子手帳が定める検診と、必要な予防注射を緒もなう。(14章参照)ただし、これらの場合、希望者は、ファミリードクター(かかりつけ)のところに行く事も可

能である。保育所に到着時に、調子の良くない子どもは、そのまま連れてきた人に帰されるか、他の子どもと離して預かる。子どもの病気や事故の際は、所長は速やかに保育所医か、かかりつけの担当医に連絡し、適切な処置を取る義務がある。保育所医の承認なしには、病気の間その子どもを、保育所で受け入れるわけには行かない。緊急時には、所長が、必要な処置を取り、直ちに母子専門の医師に連絡する。

C)入所:これらの施設では母親が働いているか、職業訓練を受けている子どもを受け入れる。(失業している場合など、特に、保育所内の規約によって入所がより柔軟に決められる場合がある)

d)経費:コストは、地方や町ごとに様々である。家族手当基金、自治体や県が負担することが多い。保護者の負担は、その所得額に応じて割り出される。つき20日、年間11ヶ月労働ベースで計算される。

e)手続き:市役所、または県の母子保護サービスが、その地域にある保育所のリストを作る。手続きは、直接、所長に対して行う。需要が大きく、保育所の収容人数が少ないので、なるべく早く、出来れば、妊娠してすぐ申し込んだほうがいい場合が多々ある。この場合は子どもの出生後、出生届と戸籍を添付して、子どもの入所登録を、再度、所長に確認しておく間違いがない。備考:保育所への入所は、医師の承認があつて始めて正式決定される。診察は、保護者やその子どもの世話をするものの立ち会いの元、なされる。

Mini-creche ミニ保育所

規定は保育所と同じだが、より小規模(12名から15名)場所としては、4または5LDKタイプの家か、アパートメントに設置される。

Creche parentale 共同保育所

この保育所は、保護者達自身が、営利目的ではない団体を作り、保護者自身の手によって設立され、運営される。保護者自身も、保育に当たるが、技術的な責任を果たす、資格のある保育者が必ず必要である。(保母、乳幼児教育指導員など)共同保育所は県知事の認可を受けねばならず、県の母子保護サービスの管理下に置かれる。保育所の実際の運営内容は、内部規定に定められている。保護者が保育に参加するかどうかは、保護者自身の都合や、保育所がオープンしている時間、常勤保育者の数などによってまちまちである。設置場所に関しては、安全基準を満たし、子どもが安全で健康に過ごせるような所であってはならない。市町村によって設置場所が提供されることもある。家族手当公庫や、時には地方自治体が、保育経費を、一部負担する。保護者の負担に関しては、正確な額は定かではないが、保護者の所得額に応じて、保育料を計算する所が多い。管理組織が作られ、そこが収支を担当している。

Creche familiale 家庭保育所

このサービスは、地域の自治体や、私的 management 組織 (CAP やその他の協会) が保育ママを集めて運営される。県知事の認可を受けて設置される。公立でも私立でも機能は同じである。県の母子保護サービスの管理下に置かれる。保育ママは、18歳以上65歳以下で、このサービス機関に雇われる形を取り、保育ママの数が40人以上のところでは、保母または保母助手の下に位置づけられる。所長の補佐をするメンバーは、助産婦、保母、看護婦、乳幼児教育指導員など、何らかの資格を所持しているものである。保育ママは、自身の自宅で子どもたちを預かり、保育ママのための、技術的サポートを利用する。子どもたちは、定期的に身体的知的発達、健康衛生状態をチェッ

クされる。医師は、一般的に、1か月に1度巡回する。家族手当公庫、市町村、時には、県が費用を一部負担する。保護者負担分は、所得額に応じて計算される。家庭保育所の場合、保護者が直接保育ママに報酬を支払うのではなく、施設の管理部が支払う。

Contrat enfance 子ども-契約

複数の市町村と、家族手当公庫のあいでも取り決められ、受け入れ施設を増やすためますます増額される CAP の援助を受けて、0歳から6歳までの子どもを受け入れる施設を増設することが、主な目的である。従来の「保育所-契約」では、3歳以下の子どもしか対象にされておらず、(結ばれた契約は功を奏しているが、90年1月以降はこの契約は交わされていない。)子ども-契約のほうが対象範囲が広い。6歳以下の子どもの一時的預かりを促進する(一時的保育所や、学童保育)。市町村も、6歳以下の子どもにかかる経費の財政援助に乗り出した。この援助は、契約期間中、子どもひとり当たり、年間1000から5000フランに上り、保育施設のバランスの取れた増加、という形で成果が現れるであろう。それに加えて、契約期間中、最初にまず一人当たり、300フランの追加補助を出す努力も為された。地域の協力機関(協会企業、そのたの団体)も、この契約に賛同し、目的達成にむけて協力してくれる。また、CAP は実際の支出額をベースに割り出した子どもサービス手当てを援助する。割合として、支出額の40から60%の金額である。この、毎年出される援助は補助金として、6歳以下の子どもの保育拡大に努力する様々な協会に分配される。

Halte-garderie 一時的保育所

6歳以下の子どもを、断続的に預かる施設を、一時的保育所という。臨時の一時的保育所に関しては、この規定の限りではない。

設立:一時的保育所の設立には県知事の承認が必要である。県の母子保護サービスの管理下に置かれる。

ロケーション:一時的保育所の設置場所は、安全規約を満たし、子どもの監督に目が届くように完備されていなければならない。照明、暖房、換気が適切で、子どもとその世話をするもののニーズに合わせた設備が整っていること。休息や、排泄、子どもの遊びなどがしやすいかどうか、また、会話の出来る場所を備え、保護者が持参した食事を暖める事が出来ること。

指揮管理:下記の資格を所有する人員により、一時的保育所は指揮される。保母、または、乳幼児教育指導員、健康家族省公認の幼児園訓練センターが発行するディプロマ保持者、あるいは、上記の資格がなくとも、幼児園の指導員として活躍する下記のもの:助産婦資格者、看護婦資格者、ソーシャルサービスアシスタント資格者

機能:預かる子どもたちの氏名は、毎日、出席簿に記されねばならない。施設は子どもを預かる時、その子の名字や住所、場合によって、両親や世話をしているもの、保育所に送り迎えをするものの、電話番号を把握していなければならない。

Les garderie et jardins d'enfants: 託児所 (乳児及び低学年児童対象) と 幼児園

託児所と幼児園は、3歳から6歳までの健康な子どもを、日中、預かる施設である。幼児園は、特に、ゲームや遊びによる子どもの心身の能力開発に力を入れる。これらの施設のやり方に適応できると判断されると、2歳から

預かってもらうことが出来る。これらの施設の設置には、県知事の認可が必要。県の母子保護サービスの管理下に置かれる。施設内の規約は、保護者の見やすい所に掲示され、施設の開設時間を明記しておくこと。すべての施設は、県知事に、施設の責任者及び保育者の氏名リスト、役職や資格を提出する義務がある。所長は、21歳以上の、保育能力とサービスの質を保証する身分保証書を有する男性、または女性が勤める。施設の保育者は、必ず19歳以上で、子ども20人またはそれ以下に対して1人以上必要である。

L'ecole maternelle (母親学校)

1-生徒:2歳から6歳までの随意の教育機関。5歳児、6歳児に関しては、殆ど全員受け入れている。3,4歳児の教育を普及させ、2歳児の受け入れ促進を目標としている。

子どもの年齢別に、3つの学年に分けられる:2-4歳児の年少組、4-5歳児の年中組、5-6歳児の年長組。年長組は、母親学校に属しているものの、基礎教育課程への橋渡しをする期間としても、位置づけられる。年長では、従って、読み書き、計算の勉強が始まる。

(3)その他サービスの仕組み

・家族手当公庫

賃金労働者は家族手当の名目での掛け金は支払っていない。負担金を払っているのは企業である。1990年まで、この負担金は賃金のうち、社会保障費の上限にあたる金額以下の部分のみを基礎に計算されていた。現在は低レベルの賃金に負担をしわ寄せしないように給与の全額を基礎に計算がなされている(比率は引き下げられた)。1992年にはこうして1240億フランが家族手当公庫(CNAF)の収入となった。この公庫では職種を問わずほとんどすべての社会保険契約者を対象にしており、農業や自営業の加入者が

らも掛け金が払い込まれる。

CNAF は特に家族を対象としない補助金(住宅手当、障害成人手当(AAH)、同化最低所得)も支給しているので、一般社会保険負担金(CSG:1992年 400億フラン)や国庫補助金(190億フラン)という収入源もある。後者はほぼAAHの負担額に相当する。

この資金調達の方法は戦後から引き継がれてきたものだが、現在は批判されている。CSGが導入されたとき、企業の負担金は上限が外され、その比率は7%から5.4%に引き下げられた。そして退職年金の掛け金が同額だけ引き上げられた。

(「現代フランス社会福祉」(アメデ・テヴェネ著、林信明訳)相川書房1997 p101-108)

3. 質に関する議論

保育サービスの必についての議論が、幼児に関する分野で質が語られ始めたのは、ビジネスの分野で質の議論が始まったことに影響されたものだ。しかし、当初は資金が足りないという問題があった。現在フランスでは幼児保育のため公的に800億フラン以上が確保されているが(全ての保育方法、施策を含めた場合)ニーズや要望を質的に満たすというレベルで資金の使途が考察されねばならないとされている。

自治体が保育施策を展開する際、特に保育の専門家の手を借りることになるが、保育の専門家は理想を実現する立場にあるが、真にすぐれたものと個人的偏見、分別ある選択と個人的理想を混同してしまうリスクが高いとしてその危険性を提示しているのも興味深い。

自治体は、施策(たとえば水遊び)への投資が自治体の財政に、特に長い目で見てどの程度負担になっているのかもはっきりしていない。

4. コストに関する様々な指標

明確な政策目標と関連付けてとらえられて

いない点も、危険で恣意的である。どこまで質を追求し、いくらまで負担できるのかは、コストの規範を定めようとするとき必ず持ち上がる問題である。質を追求することは、つまり最もすぐれたものを追求することであると考えられている。

5. 質の定義

サービスの提供について定義するのは、主に各機関、特に国家が行っている。その際、二つの民間の団体、つまり、子ども-契約を通して家族手当公庫が、保育サービスの認可を通してと母子保護施設が中心となっていることは興味深い。

質を定義する際の第一の手法は認可であると考えられている。認可がなされる場合の基本的基準は次の通りである。

- ・空間の質(安全、広さ、衛生、設備といった観点から)

- ・スタッフの質(免状が必要)

こういった基準が施策の質をある程度保証するものであるのは確かだが、これだけでは保育の質を保証するには不十分であるという意見もある。

以上のような要素の他に、1981年のブヤラレポートは①子どものリズムにあわせることと、②提供されるサービスの性質の2点を取り上げている。

また、保育の質を決定する諸要素は、基本的には教育プロジェクトの中で定義されるべきであるという意見もみられる。その際ニーズだけでなく、その効果まで考慮されねばならず、また、効果は必ず上がると言うものでもないということを前提にして考えるべきであるとし、効果があったとしても表面に出る場合も目に見えない場合もあり、均一なものではないと断り書きがついている。さらにその機関のスタッフの個人的資質、公的機関がどのような目標を持ち、どのような効果を期待しているの

か、といったことにも影響される。

今日、幼児保育の場に効果が求められ、その要求はますます増大している。幼児を保育するだけでなく、教育し、文化に目覚めさせ、溶け込ませることが求められている。今後、幼児保育施設は、家庭生活と職業生活の橋渡しといった伝統的使命ばかりでなく、社会化、社会への協力、子どもの目覚め(特に文化面での)、機会均等、予防、同化、等々といった数々の使命も負うものとなる。

少なくとも現時点では、効果という観点からどの保育方法が有効かを評価することは不可能である。また評価する方法もほとんど持ち合わせておらず、記述による比較ができるのみである。多様な効果という観点から最も適した保育方法を示しうるいかなる客観的指標も、現時点では存在しない。

6. 子ども-契約

「子ども-契約」は、1988年に制定された。これは家族手当公庫と一ないし複数の自治体との間で交わす複数の目標をもった契約で、共同で出資することが定められている。

まず自治体は、時に家族手当公庫の助力を得ながら、既存のサービスと家族のニーズを調査して、3歳-5歳の保育手段を発展させるためのプログラムを作成する。その際自治体は出資を6歳未満の子ども一人当たり年間1000から9000フランに押さえなくてはならない。家族手当公庫は自治体のこの新規支出の50-70%、それが農村部の場合は60-70%を負担するのだ。

自治体が一日子ども一人当たり300フランのコストがかかる保育所を開設しようとした場合、家族負担分が一日子ども一人当たり平均60フランだとすると、家族手当公庫は子ども-契約の有無にかかわらず一日子ども一人当た

り60フランを拠出する。すると自治体の負担分は一日子ども一人当たり180フランということになる。もし、その自治体が子ども-契約を交わしていた場合、自治体の支出は54-90フランに押さえられる。

子ども-契約は大変柔軟に運用され、保育所ばかりでなく、一時的保育所、学校就業後の託児所、余暇センター(宿泊施設無し)、おもちゃライブラリー、親子の受け入れ場所等の開設、さらには家族に関する広報活動にまで適用される。

また1995年1月1日以降この契約を交わした自治体は、家庭保育所、集団保育所、一時的保育所への投資にも援助が受けられる。

この契約は大成功を収め、今日2500以上の自治体が約2000の子ども-契約にサインしている。人口2万人以上の都市の2/3、人口5千-2万人の町の半分が契約を結んだことになる。しかし人口5千人未満の自治体では、わずか4%だけである。だが、農村部では特に自治体間の契約の増加が見られ、1994年には800の自治体で150の契約が交わされた。理論上、6歳未満の子ども全体の45%がこの契約の恩恵を受けることとなった。

1995年1月1日までに交わされた子ども-契約のおかげで、保育所や一時的保育所で、新たに4万人の子どもが保育されることになった。余暇センター(宿泊施設無し)と学校終業後の託児所では新たに13万人の子どもを受け入れた。最初期に結ばれた300の契約について調査したところ、この契約により3000人の雇用と435人の連帯雇用が創出された。2500の子ども-契約について調べたなら、25000人の雇用と3600人の連帯雇用が生まれたということになる。

このように、子ども-契約は自治体と家族手当公庫間の建設的パートナーシップを実現する道具であるということがわかる。この契約

により自治体と公庫双方が互いをよりよく知り、共に働くということを学んだ。また、幼児保育のサービスをニーズに今まで以上に近づけることができるようになったと評価されているようである。

7. 来年度研究の課題

- ・手当による充実による有料保育サービス利用の促進→サービスの多様化
- ・富裕層の家庭とそうでない家庭で利用できるサービスに違いが出る。特に家庭的保育が重視されてきている中、富裕層は家庭的保育へ、そうでない家庭が施設による集団保育を利用する傾向。
- ・福祉サービスの裾野の拡大との理解することができるが、同じ「子ども」が家庭の経済状態で受けられる支援に差が出ることに對する議論はないのか？
- ・家庭的保育と施設による手段保育は同質のサービスを利用できるという保障があればいい
- ・保育サービスに対して自治体が投資しやすくするための「子ども-契約」制について。

1997年度社会健康統計年報による保育サービス関係の統計

3歳以下の乳児託児所（保育所）の定員

	1980	1985	990	1992	1993	1994
乳児託児所 社会的施設	2,740	2,220	2,100	2,110	2,120	2,050
医療的施設	2,820	2,540	1,800	1,870	1,730	1,550
定員合計	5,560	4,760	3,900	3,980	3,850	3,600

注：対象範囲はフランス全土
資料提供：社会労働省

6歳以下の子どもの保育の場所の推移（1985-1995）

			1980	1985	1990	1993	1994	1995
集团的施設 保育	保育所	定員	69,400	87,200	112,400	126,800	131,100	134,800
	幼稚園	定員	14,900	13,300	12,300	11,800	12,200	11,600
	一時的保育所	定員	25,500	38,800	52,900	60,100	63,400	67,400
家庭的保育	家庭保育所	登録人数	34,300	46,400	61,500	65,300	64,900	64,400
	公認保育ママ	対象人数	…	248,400	246,000	411,000	488,700	557,100

注：対象範囲はフランス全土
資料提供：社会労働省